

重要事項説明書

(令和 年 月 日現在)

指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条及び第133条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

法人の名称	社会福祉法人 清和会
法人所在地	千葉県船橋市飯山満町2丁目681番地
法人種別	社会福祉法人
電話番号	047-467-6111
代表者氏名	理事長 林 節子

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム ワールドナーシングホーム
施設の所在地	千葉県船橋市飯山満町2丁目681番地
施設長名	林 武 仁
電話番号	047-467-6111
ファクシミリ番号	047-467-6123

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		指定年月日	指定番号	利用定数	船橋市基準該当サービス
施設	介護老人福祉施設	令和2年4月1日	1270900119号	80人	該 当
	短期入所生活介護	令和2年4月1日	1270900119号	20人	該 当
	介護予防 短期入所生活介護	令和2年4月1日	1270900119号		

4 事業の目的と経営の方針

事業の目的	福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに生活され、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを提供されるように援助することを目的として事業を行う。
施設経営の方針	「安全」「清潔」「信頼」を職員の基本行動指針として、利用者ひとり、ひとりの個性を尊重し、個々の心身の状態や生活環境を含む日常生活の全体像をふまえ、利用者及びその家族の意向を尊重した施設サービス計画を同意のもとに作成し、積極的に実践に取り組んで行く。
第三者評価の実施状況	実施の有無 : 無

5 施設の概要

特別養護老人ホーム

敷地	2,650.79㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造2階建(耐火建築)
	延べ床面積	2,840.81㎡
	利用定員	100名 施設 80名 短期 20名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
2人部屋	2室	16.5㎡	8.25㎡
4人部屋	4室	33.0㎡	8.25㎡

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂	1室	124.50㎡	1.60㎡
機能訓練室	1室	165.00㎡	
一般浴室	1室	35.00㎡	
機械浴室	特殊浴槽	1台	
医務室	1室	計 42.25㎡	
デイルーム	1箇所		

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	配置人数	備考
施設長	1名	
生活相談員	1名	
介護職員	30名	
看護職員	4名	
機能訓練指導員	1名	看護職員等
介護支援専門員	1名	
医師	2名	(嘱託) 診療科 内科、精神科
栄養士	1名	

※ 職員数は、上記の配置人数を下回らないものとします。

- ① 医師、栄養士及び機能訓練指導員は、本体施設と兼務する。
- ② 介護職員及び看護職員は、本体施設との合算数。

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務	年間休日105日。 1年単位の变形労働時間 制により休日は法人が定 める年間休日カレンダー に基づく。
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務	
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番（7：00～16：00） ・早番（7：30～16：30） ・日勤（11：00～20：00） ・遅番（12：45～21：45） ・夜勤（21：30～7：30） 	
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番（8：00～17：00） ・日勤（8：30～17：30） ・遅番（9：30～18：30） ・オンコール体制(24時間連絡体制)をとり、必要に応じて出勤し、その対応にあたります。 	
機能訓練指導員	看護職員の勤務時間帯に専従で勤務します。	
医師	<ul style="list-style-type: none"> ・内科 週1回 水曜日 11：30～13：30 ・精神科 月1回 水曜日 9：00～10：00 	
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務	

8 施設サービスの概要

(1)介護給付及び予防給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・ 食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 8:00～ 9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、週2回以上適切な方法により入浴または清拭を行います。 ・ 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・ シーツ交換は、週1回、寝具の消毒は、月1回実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練指導員（専従の看護職員）により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を計画的に改善し、又はその減退を防止するための訓練を実施します。 ・ 当施設の保有するリハビリ器具 歩行器 6機 車椅子 73機
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行い、また、利用者の病状に急変が生じた場合、その他、必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ連絡を取るとともに速やかに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員
社会生活上の 便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

(2)給付外サービス

サービスの種別	内 容
理髪・美容	<ul style="list-style-type: none">・ 月1回、理容店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。・ 月1回、美容室の出張による美容サービスをご利用いただけます。
日常生活品の購入代行	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。 (申込み先) 生活相談員

9 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込

まずは、お電話でお申込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は、3ヶ月前から出来ます。

* 居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービスの利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

実際に指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護をご利用中では、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

短期入所生活介護契約書第9条第3項に基づき、ご利用者に対して文書で通知することにより、直ちにサービスの利用契約を終了する場合がございます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間は、5日間の予告期間をおきます。尚この場合原則として、事前に介護支援専門員に連絡させていただきます。

またはやむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は14日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただく場合がございます。なお契約終了後の予約は無効となります。

③ 自動契約終了

- ・ 利用者が介護保険施設を利用した場合
- ・ 利用者が死亡した場合
- ・ 介護保険給付でサービスが受けている利用者の要支援・要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合

* この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

10 利用料金

「別添 利用料金表」によります。

11 苦情等申立先

当施設ご利用 相談室	苦情受付担当者 _____ ご利用時間 午前8：30～午後5：30 ご利用方法 電話 047-467-6111 意見箱（施設玄関ホールに設置）
行政機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県国民健康保険団体組合連合会 043-254-7428 ・ 船橋市指導監査課 047-436-2424 ・ 船橋市介護保険課 047-436-2304

12 非常災害時の対策

施設は、非常災害に関する具体的計画(消防計画)を立て、非常災害に備えて必要な設備を設け、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを従業者並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、年3回以上避難、救出その他必要な訓練等を行います。

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム ワールドナーシングホーム 消防計画」に基づき、対応を行います。			
近隣との協力関係	第2ワールドナーシングホーム並びに千葉病院と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の協力を約束しています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム ワールドナーシングホーム 消防計画」に基づき、夜間及び昼間を想定した避難訓練等を、年3回以上、利用者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個所等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	5個所
	避難階段	3個所	非常通報装置	あり
	自動火災報知機	あり	漏電火災報知機	あり
	誘導灯	あり	非常用電源	あり
	ガス漏れ報知機	あり		あり
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	防火管理者			

1.3 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
嘱託医以外の医療機関への受診	ご家族指定の医療機関で受診していただきます。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所で利用できます。
迷惑行為等	騒音等他の利用者等の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください
所持品の管理	原則として貴重品は持ち込まないでください。
現金等の管理	原則として現金所持はお断りいたします。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者等に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対し契約書及び本書面にに基づき重要な事項を説明しました。

〈事業者名〉 指定機関 船橋市
指定事業者番号 1270900119
特別養護老人ホーム ワールドナーシングホーム

〈住所〉 千葉県船橋市飯山満町2-681

〈代表者〉 社会福祉法人 清和会

理事長 林 節 子 ㊞

〈説明者〉 所属 生活相談員 氏名 ㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護についての重要な事項の説明を受け、当該サービス提供の開始について同意します。

令和 年 月 日

利用者

〈住所〉

〈氏名〉

_____ ㊞

代理人

〈住所〉

〈氏名〉

_____ ㊞

〈続柄〉

短期入所生活介護契約書

被保険者（以下、「利用者」という。）と特別養護老人ホーム ワールドナーシングホーム（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護（以下、「サービス」という。）について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供し、利用者は、事業者に対して、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約期間中の利用期間は【契約書別紙】のとおりとします。
- 3 利用者は、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、サービスの追加利用を申し込むことができます。
- 4 利用者は、利用開始日の午前9時00分以降に入所し、利用終了日の午後5時30分までに退所するものとします。
- 5 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。

（サービスの提供場所・内容）

第3条 短期入所生活介護の提供場所は、特別養護老人ホーム ワールドナーシングホームとします。所在地及び設備の概要は、重要事項説明書のとおりです。

- 2 利用者が利用できるサービスの種類は、【契約書別紙】のとおりとします。
- 3 事業者が利用者に対して隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、利用者の行動を制限する場合は、利用者及びその家族等に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について説明を行い、同意を得ます。
- 4 利用者は、サービスの内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにいたします。

（サービスの提供の記録）

第4条 事業者は、介護支援専門員から交付された「サービス利用票」に実施内容を記入し、サービスの終了時に、利用者の確認を受けることとします。

- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、サービスの終了後5年間保管します。

（利用料金及び支払方法）

第5条 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める料金に基づき、計算された合計額を支払うものとします。

- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額を請求書に利用明細を添えて、翌月の10日までに利用者へ送付するものとします。

3 利用者は、前項の請求書に基づき、利用者が所有する銀行口座または郵便貯金口座から口座自動引落しの方法により支払うものとします。この場合における手数料については、利用者の負担とします。また、この支払方法を希望しない場合は事業者と協議の上支払うものとする。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行いたします。

(利用開始前のサービスの中止)

第6条 利用者は、事業者に対して、利用開始予定時までには通知をすることにより、サービスの利用を中止することができます。

(利用期間の中止)

第7条 利用者は、事業者に対して申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。

2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりとします。

3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、サービスは終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料金及び食費等の変更（増額または減額）を申し入れることができます。

また、要支援・要介護度の変更による増額または減額についてはこの旨ではないとします。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わすこととします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでも契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 利用者は次の事由の一つに該当した場合は、事業者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

② 事業者が守秘義務に反した場合

③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

4 事業者は次の事由の一つに該当した場合は、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用してい

る期間は、5日間の予告期間をおきます。尚この場合原則として、事前に介護支援専門員に連絡します。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
- ③ 利用者またはその家族等が事業者やサービス従事者または他の利用者に対して本契約を継続し難い程の迷惑行為及び背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定または要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第10条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

(個人情報の保護)

第10条の2 利用者及びその家族等に関する個人情報の取扱いについては、当法人の個人情報管理規程に基づき、保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎます。

- 2 個人情報保護の利用目的を特定し、あらかじめ文書により利用者及びその家族等の同意を得ます。

(賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者がサービスを提供する際、事故防止に十分注意したにもかかわらず生じた利用者の生命・身体・財産に関する損害については、その賠償を負わないものとします。

- 2 利用者は、利用者の責めに帰すべき事由により、事業者、サービス従事者、その他の従事者、または第三者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、事業者、サービス従事者、その他の従事者、または第三者に対してその損害を賠償するものとします。

(緊急時の対応)

第12条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡し、医師に連絡を取るなど必要な措置を講じます。この場合において、連絡を受けた利用者の家族等は、速やかに受診等の必要な措置に対処するものとします。

(連携)

第13条 事業者はサービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。

3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、本契約書第9条第2項または第3条に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

(相談・苦情対応)

第14条 利用者からの相談、苦情等に対応する申し立て先は、重要事項説明書のとおりです。サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第15条 利用者及び事業者は、信義誠意を持ってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

(裁判管轄)

第16条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、千葉地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【事業者】

<事業者名> 指定事業者番号1270900119 指定機関 船橋市
特別養護老人ホーム ワールドナーシングホーム

<住所> 千葉県船橋市飯山満町2丁目681番地

<代表者> **社会福祉法人 清和会**

理 事 長 **林 節 子** 印

【利用者】

<住所> _____

<氏名> _____ 印

代理人

<住所> _____

_____ 印

<利用者との関係> _____

【契約書別紙】

1 担当者 生活相談員

連絡先 047-467-6111

2 指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の内容

(1) 利用場所 船橋市飯山満町2-681

特別養護老人ホーム ワールドナーシングホーム

(2) 利用期間

初回：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

上記以外の利用期間については別紙様式に記載することとします。

予め申し出があった期間で、施設の空床状況やご利用者のご希望及び状況等を配慮し、ご利用いただきます。契約書第2条第3項においても同様です。

(3) サービス内容

居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「サービス計画」という。）が作成されている場合には、当該計画に沿った介護サービスを提供します。

相当期間以上にわたり継続して利用することが予定されている場合には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下「介護サービス計画」という。）を作成します。また、既にサービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って介護サービス計画を作成します。

上記、計画に基づき、食事、入浴、排泄、機能訓練、健康管理、生活相談、レクリエーション、その他必要な介護等を行います。

3 利用料金

別添利用料金表によります。

4 指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の中止・終了

入所後の中止・終了は下記の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

(ア)利用者が中途退所を希望した場合

(イ)入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

(ウ)利用期間中に体調が悪くなった場合

(エ)他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

5 緊急連絡先及び主治医

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【事業者】

<事業者名> 指定事業者番号1270900119 指定機関 船橋市
特別養護老人ホーム ワールドナーシングホーム

<住所> 千葉県船橋市飯山満町2丁目681番地

<代表者> 理事長 **林 節子** 印

【利用者】

<住所> _____

<氏名> _____ 印

代理人

<住所> _____

<氏名> _____ 印

<利用者との関係> _____

(別添)

令和7年4月1日

特別養護老人ホーム
ワールドナーシングホーム
短期入所生活介護

【 利用料金表 】

1 地域区分

千葉県船橋市は4級地にあたり、1単位の単価割合は1066/1000となります。

2 利用料金

① 指定短期入所生活介護 (介護給付対象)

区 分	単位/日	負担額(円/日)		
		1割	2割	3割
要介護 1	603	643	1,286	1,929
要介護 2	672	717	1,433	2,149
要介護 3	745	795	1,589	2,383
要介護 4	815	869	1,738	2,607
要介護 5	884	943	1,885	2,827

② 指定短期入所生活介護加算料金 全体表 (介護給付対象)

※当施設 で算定する 加算	区 分	単位/日	負担額(円/日)		
			1割	2割	3割
○	短期生活機能訓練体制加算	12	13	26	39
○	看護体制加算 (Ⅲ) イ	12	13	26	39
○	看護体制加算 (Ⅳ) イ	23	25	49	74
○	夜間職員配置加算 (Ⅰ)	13	14	28	42
○	若年性認知症利用者受入加算	120	128	256	384
○	送迎加算 (片道)	184	197	393	589
○	緊急短期入所受入加算	90	96	192	288
○	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6	7	13	19
○	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の140/1000			

③ 指定介護予防短期入所生活介護 (予防給付対象)

※当施設 で算定する 加算	区 分	単位/日	負担額(円/日)		
			1割	2割	3割
	要支援 1	451	481	962	1,443
	要支援 2	561	598	1,196	1,794

④ 指定介護予防短期入所生活介護加算料金 (予防給付対象)

※当施設 で算定する 加算	区 分	単位/日	負担額(円/日)		
			1割	2割	3割
○	短期生活機能訓練体制加算	12	13	26	39
○	若年性認知症利用者受入加算	120	128	256	384
○	送迎加算 (片道)	184	197	393	589
○	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6	7	13	19
○	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の140/1000			

※②④の表のうちから、厚生労働省が定める各加算の当該施設基準に掲げる区分に従い、当施設のサービス提供体制に該当している加算を所定単位数に加え算定致します。

また、加算はサービス加算体制の変更等により追加または中止する場合がございます。

⑤ 滞在費 1日あたり 915円 (共通)

⑥ 食費 1日あたり 1,900円 (共通)

(内訳：朝食 450円、昼食 750円、夕食 700円)

* 但し、⑤と⑥は「特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費」の利用者負担第1段階から第3段階の認定者については、「認定証」に記載されている負担限度額となります。

⑦ その他料金

- ・ 特別な食事、行事参加費等は別途料金がかかります。
- ・ レクリエーション、催し物等にかかる経費は別途いただく場合があります。
- ・ 複写物の交付を受ける場合は、コピー1枚につき10円といたします。
- ・ 理容、美容代 ・ 日常生活品代 ・ 個人専用の家電製品代 ・ その他